

河津町令和4年度当初予算編成方針について

標記の件について、令和3年11月1日付けで河津町長より各課長・室長・事務局長・園長に対し、以下のとおり通知しました。

令和4年度当初予算編成方針（通知）令和3年11月1日

政府は、6月18日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、新型コロナウイルス感染症対策に最優先で取り組みながら、ポストコロナの持続的な成長基盤を作るため、「グリーン社会の実現」、「官民挙げたデジタル化の加速」、「日本全体を元気にする活力ある地方創り」、「少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現」の4つを、成長を生み出す原動力として推進していくこととしている。

また、「経済あつての財政」との考え方の下、デフレ脱却・経済再生に取り組むとともに、財政健全化に向けしっかりと取り組むとしている。

7月7日の閣議において、財務大臣は「令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を示したが、歳出全般にわたり、これまでの歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ予算の中身を大胆に重点化している。

具体的には、高齢化等に伴う社会保障費の増加額として6,600億円を見込む中、公共事業、教育、防衛など裁量的経費の要求は前年度当初予算から1割の削減を義務づけている。一方で、「新たな成長推進枠」を設け、グリーン社会実現、デジタル化加速、地方活性化、子供・子育てへの予算の重点化を進めている。

しかしながら、国の予算編成の動向は不透明であり、地方創生に向けた取組をはじめ、地方交付税、社会保障制度、税制改正などに注視し対応していく必要がある。

本町の財政状況は、令和2年度一般会計決算では、実質収支が約2億3,800万円の黒字となったものの、歳入では、町税が前年度に比べ約4,000万円の減少となり、地方交付税などの財源に依存する形となった。

歳出では、義務的経費が前年度に比べ約1,300万円の増、物件費、維持補修費、補助費等を含めた経常的経費は約5,200万円の増となり、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度から0.1ポイント減の88.6%となったが、近隣市町に比べて若干高い水準にあり、今後の新たな財政需要への対応が困難となる恐れがある。

令和4年度についても、歳入面では税収に増額要因は見当たらず、地方交付税についても、その財源となる所得税や法人税等の増収が見込めないことから、大幅な増額は見込みにくく、歳出面では、社会保障関係経費などの義務的経費の増額、投資的経費においても、労務単価や建設資材等の高騰による建設コストの上昇など歳出増が見込まれ、引き続き財政運営は厳しい状況が予想される。

現下の厳しい経済情勢を念頭に、限られた財源を最大限に有効活用すべく、既存事業の廃止・縮小・再構築による歳出の徹底した見直しにより、健全な財政運営を堅持しつつ、これまで進めてきた町民と一体となった「共働のまちづくり」から、町民と共に創り上げていく「共創のまちづくり」として、民間の力も活用しながら、町民と共にコロナ終息後を見据えて、新しい時代のまちづくりに取り組む。

令和4年度の予算編成に際しては、以上のことを前提に、下記事項に十分留意し予算編成を進めるものとする。

記

第1章 基本方針

1 基本目標・重点施策

令和4年度当初予算の基本目標と重点施策は、河津町第5次総合計画の基本目標に加え、以下のとおりとする。

- (1) 基本目標：共創のまちづくり
- (2) 重点施策

将来にわたり人口減少や少子高齢化が進み、地域の活力の低下が予想される中で、なお一層の町民や民間との力を合わせた取り組みが必要である。

- ① 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進
- ② 豊かさをみんなでつくるまちづくりの推進
- ③ 未来を創る人が育つまちづくりの推進

2 歳出全般の見直し

各事業の実績と成果を的確に評価し、限られた財源の中で有効性と効率性の観点から事業の再構築に努め、最小の投資で最大の効果を発揮できるよう歳出全般の見直しを図ること。また、目的完了または、変更された施設について、廃止を含めて検討すること。

3 一般財源ベースでのゼロシーリング

厳しい財源の中で政策的経費の財源を確保するため、経常的経費（義務的経費を除く）については、令和3年度当初予算の一般財源充当額を上限とすること。

4 歳入の確保

歳入の根幹である町税収入については、財源確保及び税負担の公平性の観点から課税客体的な把握に努めるとともに、法令に基づく適正な債権管理の推進に努め、収納率の一層の向上に向けて取り組みを強化すること。このほか、受益者負担の適正化、水道料金や温泉料金等に係る未収債権の回収、町有財産の有効利用にも取り組むこと。国・県・外郭団体等の利用可能な補助制度（起債制度も含む）の把握に努め、積極的な提案を図ること。また、ふるさと納税の拡充を図り、財源確保を図ること。

5 共創、共働、共生による施策の推進

各事業の構築、推進に当たっては、町民、民間企業、関係団体と事業目的や課題認識を共有し、適切な役割分担に基づいて最大の事業効果を発揮しうよう努めること。

第2章 予算要求に当たっての基本的留意事項

1 当初予算の性格

当初予算は通年予算として編成するため、年間所要額を的確に見積もること。

2 国・県の動向

国や県の予算編成の動向や制度改正の情報収集に努め、積極的に財源を確保すること。また、新たな支援制度など、従来の補助制度に捉われず、所管省庁以外の補助制度についても幅広く情報収集を行い、新たな財源の確保に努めること。既存の補助事業についても補助基本額、補助率等を確実に把握した上で要求すること。

3 新規事業の構築、既存事業の見直し

新規事業の構築や既存事業の見直しに当たっては、円滑に事業実施できるよう関係者に対して十分な説明を行うこと。なお、新規事業や既存事業の充実等により、新たな財源を必要とする場合は、原則として、既存事業の見直しを図る中で財源を確保すること。

4 特別会計、公営企業会計

特別会計及び公営企業会計については、住民負担の適正化を念頭に財源確保を図るとともに、将来にわたる的確な収支見通しに基づく経費の節減、事業の合理化に努めること。

5 その他

定期監査、決算審査における監査委員からの意見及び議会決算審査特別委員会付帯意見のうちで予算に反映すべき内容を的確に把握するよう努めること。